

つくば市都市建設部長決裁

平成 20 年 8 月 18 日

改正 平成 20 年 11 月 12 日

## 建築基準法第 85 条第 5 項の仮設建築物の許可基準

この基準は、市長が行う建築基準法第 85 条第 5 項に基づく許可について、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる仮設建築物に関する要件を許可基準として定め、当該基準に適合する申請に対して建築を許可することを目的とする。

### 1. 宅地及び建売住宅の分譲のための案内所について

- (1) 仮設建築物の敷地は、つくばエクスプレス沿線開発に伴う区画整理事業地区内であること。
- (2) 仮設建築物の規模は、階数が 2 以下で、かつ、高さ 10 メートル以下とし、延べ面積 200 平方メートル以下とする。
- (3) 建築物の用途は、宅地及び建売住宅の分譲を行うための案内所以外に使用しないこと。
- (4) 当該分譲区域以外の区域の土地及び建売住宅の分譲のための案内等には使用しないこと。
- (5) 宅地及び建売住宅の分譲を行う者が許可申請者であること。
- (6) 許可後 1 年以内の期間で撤去すること。
- (7) 敷地周辺の環境に対する防火上、安全上及び衛生上支障がないよう配慮した位置に建築すること。

## 2. マンション販売のための事務所について

- (1) 仮設建築物の敷地は、つくばエクスプレス沿線開発に伴う区画整理事業地区内であること。
- (2) 仮設建築物の用途は、マンションの工事現場内のモデルルームと一体の機能を担うマンション販売のための事務所とすること。
- (3) 仮設建築物の敷地は、当該マンションと近接しており、機能上一体と判断できる位置にあること。
- (4) 当該マンション工事現場内のモデルルームを訪れる者の安全対策が十分に行われていること。
- (5) 仮設建築物は、階数が2以下で、かつ、高さ10メートル以下とし、延べ面積は、販売するマンションの戸数に相応しい規模とすること。
- (6) 当該マンションの販売、案内等の用途以外には使用しないこと。
- (7) 許可申請者は、当該マンションの事業者であること又は、同等の関係にあることが明確である者であること。
- (8) 許可後1年以内の期間で撤去すること。
- (9) 敷地周辺の環境に対する防火上、安全上及び衛生上支障がないよう配慮した位置に建築すること。